第11章
商工会組織

2020年1月より施行された外商投資法では外商投資企業による商会の設立・参加が認められているが、細則が定められておらず、1989年の外国商会管理臨時規定によって管理されている。この規定により中国における日本の商工会組織のうち、中国日本商会が唯一の民政部から認可された商工会組織で、各地の多くの日系商工会組織は未公認組織のため活動に大きな制約がある。

また、同規定により、日本人であっても中国企業在籍者は、外国商会への加入が認められていない。

中国には、進出日系企業で構成される商工会組織が40以上も存在する。会員企業・団体数の多い商工会を順に並べると、上海(2,240)、大連(689)、広州(630)、蘇州(622)、香港(609)、北京（564）、深圳(401)、昆山（380）、天津(334)となる（出所:2021年全国日本人交流会会議資料）が、それぞれが独自に発足し、地域に根ざして独立して運営されている。

各商工会は、会員への情報の周知や事業支援、会員間の交流のみならず、地元政府・経済界との交流、地元社会への貢献なども行っており、中国の経済社会の発展、日中両国経済関係の深化、ひいてはグローバル経済の進展に大きな役割を果たしている。

また、専門的な技術的知見を必要とするテーマに関しては、各地の商工会を通じて地域を越えた交流へと発展しているケースもある。知的財産権（商標・特許等）に関するグループでは、北京市・上海市・広州市で情報を共有して連携を深めるとともに、さらなる成果実現に向け一体的な活動を行っている。化学品業界やライフサイエンス業界（医薬品・医療機器・化粧品の三分野）においては中国の関係当局との交流・対話を積極的に行い、ビジネスに大きな影響を与える政策・施策について、日中双方の政府当局者を交えた交流・対話がそれぞれの分野で実現するなど効果的な取り組みにつながっている。

このように重要な役割を担っている中国各地の商工会組織だが、外国商会管理臨時規定で各国の商工会組織は1つしか認可されないため、そのほとんどが未公認組織の位置付けとなっており、次のような運営上の困難に直面しているケースが少なくない。

（1）未公認組織であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある。

（2）当該組織としての銀行口座を開設できない。

（3）事務所借用や専任職員の身分保証、ビザ取得などに苦慮する。

外商投資法第27条では、外商投資企業が商会・協会を設立・参加し、自らの適法な権益を維持・保護できることが規定されており、各地域においてそれぞれ実情に合った商工会組織の設立・運営が可能となるような規制の緩和、あるいは融通性のある運用を要望する。中国は地理的に広大であり外国企業の進出先も多都市に広がっている。中国への投資を検討する企業にとって、当該地域に安定した自国商工会組織があることは、進出の大きなインセンティブとなり、企業の誘致につながると考える。

また、中国における在留邦人数は2021年10月現在10万7,715名（出所:令和4年度 外務省 領事局政策課 海外在留邦人数調査統計）となっている。この多くは中国各地の日系企業で働く者とその家族であるが、高度な技能を買われて中国の企業に勤める者もいる。中国企業に勤務する日本人が、邦人との交流や母国語での情報を求めて商工会活動への参加を希望する場合に、外国商会管理臨時規定第5条で個人会員資格が「商業機構と外商投資企業の非中国国籍の従業員」に限定されているため、この法令の下にある限り参加を認めることができない。高度技能人材が心身の健康を保ち、その能力をいかんなく発揮するとともに、商工会活動がよりいっそう活発なものとなるよう規定の改正を要望する。

＜建議＞

①各地域の商工会および日本人会が、それぞれ独立した組織として銀行口座の開設や各種の契約等を行えるよう、外国商会管理臨時規定の改正あるいは柔軟な運用を要望する。

②中国企業（非外商投資企業）に在籍する非中国国籍の従業員が商会に加入できるよう外国商会管理臨時規定の改正を要望する。